

「ユネスコ加盟 70 年の歴史をたどる」

本コラムは 2021 年の日本のユネスコ加盟 70 年を記念して、当時の文部科学省大臣官房文部科学戦略官である町田氏が個人的な見解を記したものです。内容は 2021 年執筆当時のものであり、また、文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会をはじめ、日本政府の公式な立場を示すものではありません。

第 4 回：ユネスコ国内委員会の設置

(文責／町田 大輔)

ユネスコ憲章第 7 条（国内協力団体）には、「各加盟国は、教育、科学及び文化の事項にたずさわっている自国の主要な団体をこの機関の事業に参加させるために、その特殊事情に即する措置を執らなければならない。その措置としては、広く政府及びこれらの団体を代表する国内委員会の設立によることが望ましい。」（第 1 項）と規定されています。第 2 回で述べたとおり、既に 1948 年（昭和 23 年）4 月には、教育刷新委員会がユネスコ事業参加のための「中央協力機構」の設立を建議していたこともあり、国内委員会の設置準備は急いで進められました。

1948 年（昭和 23 年）5 月に設立された日本ユネスコ協力会連盟、1949 年（昭和 24 年）1 月に設立された日本学術会議のそれぞれがユネスコ国内委員会の設置の具体案を練っていき、教育刷新委員会と三者が案を持ち寄って協議しました。この三者に加えて、日本放送協会、日本図書館協会、文化財保護委員会、日本新聞協会、日本国際連合協会が参加し、国内委員会設立世話人会と称して 1951 年（昭和 26 年）3 月から 9 回にわたって会合を開き、成案を得、ユネスコ国内委員会設置準備会を速やかに設置するよう政府に建議しました。

建議を受け、外務、文部両省が事務分担について協議し、1951 年（昭和 26 年）11 月にユネスコ国内委員会設置準備会について閣議了解がなされました。その際、準備会の所管が文部省と定められるとともに、委員の人数と構成が定められました。12 月には 23 名の委員が発令され、準備会の第 1 回会合が開催されました（会長は第 6 回ユネスコ総会日本政府首席代表の前田多門氏）。国内委員会の性格、所掌事務、構成、事務局組織、予算等について文部大臣の諮問を受け、運営委員会、起草委員会の会合を数回重ねた後に、1952 年（昭和 27 年）1 月、準備会第 2 回の会合で答申、建議、ユネスコ活

動に関する法律案が採択されました。国内委員会に関する答申の要点は以下のとおりです。

- (1) 単なる審議ないし諮問機関にとどまることなく、企画、連絡、調査等の機能を有するものとする
- (2) 関係大臣の諮問に応じ、ユネスコ活動の基本方針、ユネスコの目的及び活動に関する普及、その他重要事項を調査審議し、これらに関し必要と認める事項を関係大臣に建議すること
- (3) 六十人以内の委員をもって組織すること
- (4) 運営委員会、選考委員会、専門委員会を置くこと

加えて採択された建議には、(1) 速やかに立法措置を講じて国内委員会を設置すること、(2) 法律には国内委員会に関する事項だけでなく、我が国のユネスコ活動に関する基本的事項を規定すること、(3) 準備会が作成した法律草案を参考にすること、の三点が記されていました。

ユネスコ活動に関する法律は、1952年(昭和27年)5月に成立し、6月に公布されました(数日後に小委員会等について定めた政令も公布)。並行して国内委員会設置準備会の第3回会合が開催され、国内委員会の最初のメンバーを選ぶ委員推薦委員会の委員を選考した後、何度かの会合を経て、60名が文部大臣に推薦され、任命され、8月1日に日本ユネスコ国内委員会が発足しました。

国家行政組織上のユネスコ国内委員会の位置付けは、当初は文部省本省の所轄機関でしたが、1983年(昭和58年)に国家行政組織法の中に「特別の機関」(第8条の3)という規定が加えられてから、本省に置かれる「特別の機関」(文部科学省設置法第9条、第12条)となっています。



町田 大輔

1986年（昭和61年）、文部省（現文部科学省）に入省。文部科学省・文化庁内の各部局のほか、他省庁、地方、独立行政法人、大学、研究所で様々な業務に携わったが、科学と国際分野の経験が比較的長い。1996～2002年、旧文部省国際学術課課長補佐、在仏日本大使館（ユネスコ代表部）一等書記官、文化庁国際文化交流室長、文部科学戦略官としてユネスコに関わった。2023年3月より、独立行政法人 国立文化財機構 アジア太平洋無形文化遺産研究センター（IRCI）所長。

ユネスコ未来共創プラットフォームポータルサイトより
全20回の寄稿文をお読みになれます →

